

改訂版

地域見守りネットワーク事業
みんなで支えあう地域のしくみ

見守り活動 BOOK



寒河江市

寒河江市社会福祉協議会

※ この冊子は町会の共有資料です。次の方へ引き継ぐため、大切に使用し、任期終了後は町会に返却してください。

背景

少子高齢化により、寒河江市でも一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯数が増加し、また、健康状態に不安を抱える方、失業中の方、一人親世帯など複雑化・複合化した課題を抱え社会的に孤立する世帯も多くなっています。

社会的な孤立は、様々な課題のきっかけになると考えられており、国も孤立を社会問題ととらえて2021年から孤独・孤立対策担当大臣を設置し孤立の解消に取り組んでいます。

身近な地域の中で、お互いの“さりげない気づかい”や“ちょっとした目配り”で、地域の中で発生する様々な福祉課題を早期に発見することができ、問題が深刻になるのを防ぐことができます。

また、防災への関心が高まる中、日常的に見守り活動が行われている地域ほど、災害時における住民同士の助け合いがスムーズに進むと考えられます。

誰もが孤立をせず、地域で安心した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合い活動として見守り活動をすすめていくことが大切です。

町会単位で、主体的に進めるきめ細やかな見守りに、民生委員児童委員、地区社協、市社協、寒河江市などが連携することで、一体的に見守りを進めていく事業になります。

目次

見守り活動が指すもの	1
01 孤立からつながりへ	2
02 孤立しやすい人ってどんな人	3
見守りが必要と考えられる世帯	4
03 見守り活動ってどんなこと？	5
活動を進めるために重要な「三者懇談会」	6
04 見守り活動・実践編	8
新聞や郵便がポストにたまっているか？	9
元気がない、様子に違和感	10
いつも「いる人」がいないに気づいたら、声をかけてみる	11
自宅の様子を知る	12
05 個人情報保護について	14

地域福祉推進員

定期的な声掛け訪問
隣組と連携した日常的な見守り
福祉ニーズの把握
福祉の情報提供
地区社協、サロン事業等への参加協力

町会長

三者懇談会の招集
と開催

民生委員児童委員

見守り活動のアドバイス
とサポート

地区社協

方針や具体的方策の企画立案
研修会等の開催等

01 三者懇談会

- ・見守り対象者の選考、引継ぎ名簿に変更がないか協議
- ・見守り活動の進め方や役割分担の協議

02 見守り活動の実施

各町会で決めた役割分担に沿って見守り活動の実施

対象者の様子を記録
必要があれば報告

日常的な見守りを
隣近所へ依頼

見守り対象者の同意を得る
ため、推進員と訪問

03 活動報告書等の書類の流れ

地域福祉推進員用(様式5号)

町会長用(様式2号)で
取りまとめ

推進員の変更・報告
(様式6号)

地区社協用(様式1号)で
取りまとめ市社協へ提出

取りまとめ市社協へ提出

FLOW

見守り活動が目指すもの

「見守り活動」は、「見守りを行うこと」だけが目的ではありません。見守りを通じて、つながりづくり、支え合える地域づくりの実現を目指す取り組みのひとつです。「支え合える地域づくり」という考え方を背景にもつことで、見守る必要があるひとを排除するのではなく、地域でどのように支えていくのかを考え、対応できる地域をつくるのが最終的な目的になります。

この活動BOOKは、「こうしなくてははいけない」という冊子ではありません。

この冊子は「こうしなければならない」というルールブックではありません。見守り活動についての方向性や、市民の方に見守り活動について伝える際にお役立ていただくために作ったものです。活動の手引きとして活用ください。

見守り活動は地域によって活動の内容が異なります。

地域によって「ふつう」が異なるように、個人が感じる違和感を大切にする活動です。ふだん地域に暮らしているみなさんが感じる「違和感」は専門家では見つけられない変化に気づくことがあります。みなさんの感じた違和感が大切です。

具体的にはどう活動するといいいのか？

04 見守り活動 実践編

←この見出しページを参考に

「04 見守り活動 実践編」を参考にしながら、町会やみなさんの経験に合わせて選択していただき、見守り活動を進めてください。

01 孤立からつながりへ

地域でつながりが強化されるとどのような効果があるでしょうか

地域の一人ひとりの生活で起こる問題は様々あり、内容も変わっていきます。
見守り活動に取り組むと、変化していく問題に継続的に関わることができます。また、地域で生活する人々が、支える側になり、時には支えられる側になることによって、地域でともに生活する社会の実現が可能となります。



さみしさ・不安を感じる人

最悪の場合（孤独死）



少なくできるかもしれない

積み重ねが
地域の安心感（つながり）になり
共生社会の実現につながる

02 孤立しやすい人ってどんな人

孤立が起こる きっかけは 人それぞれ

孤立が起こるきっかけは、人それぞれです。
伴侶を亡くした方、これまで何かと支援してくれていた兄弟等の親族や身近な方、友人が亡くなったという場合もあります。
また、これまで地域との関わりがなかったり引っ越してきた方にとっては周りとのつながりがないため孤立していくことも多くあります。

孤立しやすい人の生活背景



高齢者
(特に75歳を超えた方々)



独身男性
(配偶者と死別/未婚)



定年退職者
(勤務先と居住地域が別)

孤立には どんな背景が 考えられる？

現代の社会は、家族の規模が小さくなっています。
また、子どもがいたとしても同居する場合は少なく、別々にそして離れた場所で生活をすることも多くあります。

「つながりを求めない」方にどうしたらいい？

人とのつながりを「求めていない」方もいます。
孤立する人を少なくするためには、「どのようにつながるか」が大切です。積極的に集まりなどに出てこなくても、いざというときに相談できる人がいるということの存在に気づくだけでもいいのです。

見守りが必要と考えられる世帯

「引き継ぎの名簿がない」「どの世帯を選べばいいかわからない」ときに、三者で以下の項目を確認してください。

1. 世帯の状況から探す（「もしもの時」に孤立しやすい世帯）

- ① ひとり暮らし高齢者（65歳以上）の世帯
- ② 高齢者がいる2人以上の世帯（老老介護の状態、高齢者が日中ひとり、など）
- ③ 障がいや難病を抱えている方がいる世帯
- ④ 失業中、または不安定な就労状況にある方がいる世帯
- ⑤ 低所得世帯、または生活保護受給を検討すべき状況にある世帯
- ⑥ 上記以外で世帯構成関係なく支援が必要と思われる世帯

2. 交流・暮らしの様子から探す

- ① 町会の行事やサロンで見かけなくなった世帯
- ② 近所付き合いが少なく、孤立しているように見える世帯
- ③ 以前に比べて、服装や身だしなみが乱れてきた方がいる世帯
- ④ 家族や親戚が遠方におり、頼れる人が近くにいない世帯

3. その他

- ① 介護疲れ、不登校、ヤングケアラーなど心配な様子がある世帯

見守り世帯の設定 について

* 心身の状態から見て、第三者の見守りが必要な世帯が対象となります。対象世帯は各町会の実情に合わせて決めてください。また、見守りをすることに本人から同意を得て活動をはじめてください。

03 見守り活動ってどんなこと？

地域見守りネットワーク事業はみんなが進める事業

地域福祉推進員

対象世帯の定期的、日常的な見守り。町会内における福祉に関する情報提供。市社協、地区社協、ふれあいサロン等、地域で実施する福祉事業への参加協力。任期は3年間。

地区社協 (地区社会福祉協議会)

地域の実情に応じて、各地区の方針や具体的方策等の企画立案。研修会の実施等による各町会の見守り活動の支援。地区内の報告書の取りまとめと報告。

町会長

三者懇談会の開催（見守り対象世帯の選定、見守り方法や体制の協議）。隣近所への日常的な見守り依頼。

市社協

地区社協、行政、関係機関との連絡調整。事業の推進に必要な支援。

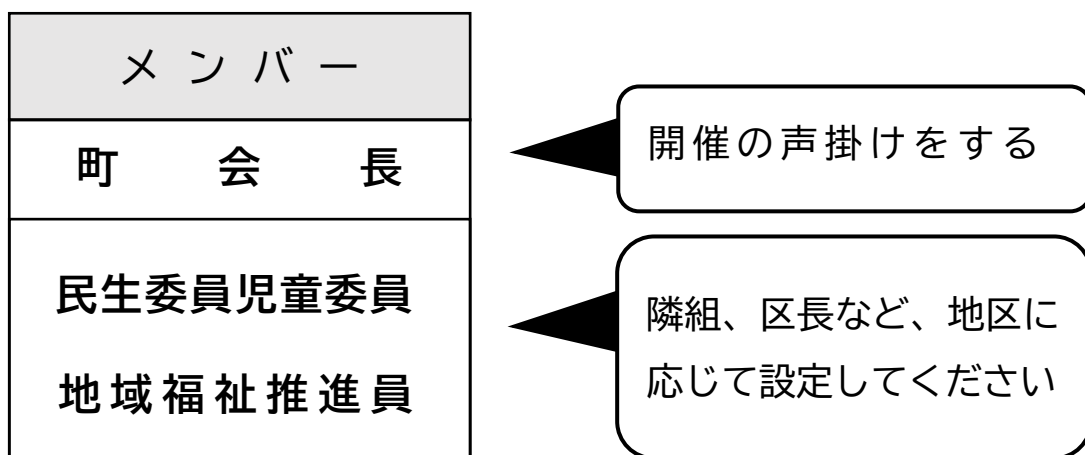
民生委員児童委員

見守り活動、三者懇談会等でのアドバイスとサポート。

寒河江市

地域見守りネットワーク事業の全体的な支援。困難ケース及び虐待ケースの直接対応。あんしん訪問サービス事業の実施。

活動を進めるために重要な「三者懇談会」



□活動の相談や連絡をしやすいするため

□地域での情報をお互いに把握するため

顔を合わせることで、活動がスムーズに進みます
心配な方の情報を三者で共有できる重要な機会です！

必ず話し合う内容

見守り対象者を選ぶ

- ・引継ぎ名簿がある場合、変更や追加がないか
- ・新たに対象になるような方はいないか

見守り活動の 具体的方法を決める

- ・誰をどのような方法で見守りするか
- ・役割分担や連絡相談体制を明確にする

対象者が決まったら、本人から同意を得て、
訪問活動を始めましょう

03 見守り活動ってどんなこと？

「気づく」「伝える」の2ステップ

① 異変に気付く → ② 異変を伝える

異変って？



家の外から確認
本人を見て確認



いつもとは違うことに
気づくことが大切です。

「いつも」がわからない場合は、引継ぎ、隣近所、町会長、民生委員児童委員と共有して相談、判断しましょう。

伝える 誰に伝えるか、三者懇談会で決めておきましょう

何を伝える？

電気がしばらくついていない
元気がない気がする
家から大声が聞こえる

どう伝える？

電話で心配なことを連絡する
気づいたことは記録する
気づいたことを共有する

判断に迷うような些細なことでも、気になったことを具体的に伝えましょう

04 見守り活動・実践編

どのように見守り活動をしたらいいの？

見守り活動は町会で様々です。

「日常生活からの見守り」が一般的です。それぞれの日常生活が異なるように、見守る側の生活に合わせた見守り方法、見守りの時間帯でよいのが見守り活動です。

例えば

家の周りから確認する 日常生活から見守る

見守りを必要とする世帯へ訪問する

見守り活動で注意しておきたいこと

よかれと思ったことも、見守り活動の中では注意が必要な場合があります。どのようなことに注意すべきか、具体的に確認しましょう。

活動の中で知った情報は、関係者以外に伝えない

見守られた人にとっては「他者に知られたくない」内容を知る必要があります。

関係者には伝え、それ以外の人には伝えない配慮をする
伝える場合にも、本人から同意をもらってから伝えましょう



こんな場合は例外です

- ・命や本人の安全にかかわること
- ・財産の危険（詐欺や搾取）

無理はしないこと

ひとりではなく、行政や専門機関、地域の方々と力を合わせて問題解決に取り組みましょう。

ひとりで抱え込まず、気になることを共有し、関係者で解決方法を考えましょう。

新聞や郵便が ポストにたまっているか？



①家の外側から確認する

毎日確認する新聞や郵便物がたまっているということは

「確認することができない」状況が発生していることも考えられます。

何をみるといい？

ポストを見たとき、新聞や郵便物がたまっている。

注意

- ・最近では、新聞の契約をしていない家庭もあります
- ・ポストの中までの確認はしてはいいけません
- ・ポストの形状によって、たまっているのかわからない場合もあります。
- ・新聞だけではなく、他の郵便物がポストにたまっている場合も同じです

こんなことが考えられます

<input type="checkbox"/> 親戚への滞在や旅行、入院などの長期不在	危険度 なし
<input type="checkbox"/> 体調が悪く、外にでられない	危険度 あり
<input type="checkbox"/> 家の中で、何らかのケガをしている	危険度 あり
<input type="checkbox"/> 精神的や認知的な問題で外に出る意欲がない	危険度 あり
<input type="checkbox"/> 体調が急変し、倒れている	危険度 大

元気がない、様子に違和感



②日常の生活から見守る

近所で見かけるとき、「元気がない」「違和感」が気になることがあります。こういった変化を感じた場合は、様々な理由が考えられます

何を見るときいい？

□元気がない気がする

- ・表情が乏しい
- ・髪の毛を整えていない
- ・ケガやあざがある
- ・夜遅くに一人で外にいる

□季節や気温に合わない服装

- ・冬なのにサンダル、半ズボン。
- 夏にセーターなどの厚着
- ・いつも汚れた格好

こんなときに見てみよう

- ・近隣の散歩
- ・子どもの登下校時
- ・買い物で地域を歩くとき
- ・道路、庭先、公園で

注意

- ・子どもの場合、過度のコミュニケーション（過度な接触、飲食物の提供、自家用車や私有地への招待、連絡先の交換など）は、しないように気を付けましょう。

「気になること」を記録に残しておきましょう

日常生活で地域を歩くときに「気になる人」を見かけることがあります。「気になる人」は地域や人によって様々なため、専門職が「気になる人」を理解するためにも、とても重要な情報です。気になった点を記録に残しておくことは、後から情報整理をするときに役に立ちます。

メモに残した具体的な情報を、町会長、民生委員等の関係者に伝える

こんなことが考えられます

- 季節に合わない服装、靴
- 身だしなみが乱れている
- コミュニケーションがとれない

危険度あり

危険度あり

危険度 大

いつも「いる人」がいないに 気づいたら、声をかけてみる



③地域を歩いて確認する

近所を意識して歩いてみると、気になるひとを見かけることがあります。見守りでは、「意識すること」が大切になります

□地域に出て、いつもとの違いを意識する

注意 ・家をジロジロみたり「こうに違いない」と決めつけてはいけません

例えばどのように見守りするといい？

意識して「公園、家、地域での集まり」を確認する

地域の会合やサロンなどに、
いつも参加している人が来ていないとき

公民館での食事会や集まりを連続して休んでいる

近所の方も最近、姿を見ていないようだ

自宅へ電話をかけたり、訪問を試みる

違和感を感じたら、関係機関、専門職等に相談する

こんなことが考えられます

□声掛けや電話などに対応してくれる

危険度なし

□定期的な集まりで見かけなくなった

危険度あり

□電話にでない

危険度あり

□訪問や連絡をしても安否がわからない

危険度 大

以前「できていたこと」ができなくなっている場合や、安否確認ができない場合は危険度が高い可能性があります。

自宅の様子を知る



④見守りを必要としている方の自宅へ訪問する

自分の家に他人が入ることを嫌う人もいるかもしれません。自宅への訪問は、ある程度の信頼関係と活動者自身の経験が必要な活動です。

何をみるといい？

- 玄関先などで「見た目」の変化を感じる
- 話を聞く中で、本人や家族の悩みや不安を知る

注意

- ・玄関先でも自宅に入るといことは、信頼関係があつてのことになります
- ・対象者やその家族と直接話をする中では、様々なことを知るにつながります
- ・普段の会話をしながら、見える部分にアザや傷などがいないか等を注意して確認します

どう見守りするの？

以下のような生活環境の変化が感じられる場合は、必要に応じて地域の関係者で共有し、専門職に知らせるようにします。

におい・ごみ

- ゴミが溜まっている
- ゴミの分別ができない
- 本人からのにおい
- ペットの糞尿のにおい

みため

- 動くことが大変そう
- 家の中が散らかっている
- 着衣によごれがある

話をきく

- 本人や家族が不安を話す
- 何をするのも面倒な様子
- 日常で話し相手がいない
- 生きがいがいない

心身の不調で、ゴミが捨てられない可能性

衛生状態の悪化や、転倒の可能性

本人や家族が地域から孤立している可能性

町会で相談、または専門職へ連絡

こんなことが考えられます

散らかっている認識がある

危険度なし

飼っているペットの世話ができない

危険度あり

ゴミの分別やゴミ出しができない

危険度あり

ゴミ屋敷になっている

危険度 大



高齢者等の場合、インターホンを押してから時間がかかる場合は、家の中の移動に支障があるか、耳が遠い等の理由が考えられます

「気づく」「伝える」の2ステップ

「伝える」ために必ず記録をとりましょう

いつ
誰が
どうだったのか？



様式4号を活用

引継ぎや振り返りなど、後から必要になる場合もある

関係者での振り返りや、何らかの理由により、任期途中での交代もありえます。次の方が困らないよう記録に残しましょう。

年度末、事業の報告書に記入する必要がある

年度末に、事業実施の状況を報告いただきます。その際に、記録が必要になります。

05 個人情報の保護について

個人情報保護について

改正・個人情報保護法 第一条（目的）2017年5月30日 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

①法の第一条から明らかにわかること

- ・ 個人情報が適切かつ効果的に活用されることが大前提
- ・ 最終的な目的は個人の権利と利益が保護されること

②権利と利益が保護されるとは

- ・ 例えば、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること
- ・ 信頼して預けた個人情報が本来の目的で適切に活用され、約束が守られること
- ・ 地域見守り活動の場合は、適切に見守り活動が行われて、定期的に安否が確認され、いざという時には助けてもらえたり支えてもらえる、つながりのある関係が得られること

③個人情報保護とプライバシー保護が混同されている

- ・ プライバシーは本人が秘密にしたい情報
- ・ 個人情報は利用目的（活用目的）を持って本人同意に基づいて預かった個人を特定できる情報

④個人情報活用「達人への道」

- ・ 個人情報は「もらい物」ではなく「借り物」または「預かり物」と考えることで、ほとんどの場面で適切に判断・活用できます

⑤個人情報保護法を誤解しないために

- ・ 単に個人情報を保護（隠蔽）したり、誰にも見せず使わせないようにすることではなく、私たちの権利と利益が保護されるように適切に活用されつつ、紛失・盗難・誤廃棄・目的外利用などから保護することが求められているのです。
- ・ 地域見守り活動の最大障壁と思われる個人情報保護法は、実はまったく障壁ではなく、むしろ適切な見守り活動を行うために個人情報を活用すべきであると示しているのです。

記入例

【三者懇談会用】見守り対象世帯抽出シート

見守りが必要な世帯の抽出に活用いただけるシートです。

開催日 令和 8 年 4 月 20 日

町会名	中央6
出席者（町会長・民生委員・地域福祉推進員）	阿部太郎、田中さとし、山田花子

1. 対象世帯の抽出（三者の気づき・情報から）

世帯主名 住 所	該当状況（裏面の記号を記入）	見守り区分(※) (どちらかに○)	最近の様子・備考
寒河江 和男 中央6-1	1-①、2-①、 2-④	1. 重点 2. 緩やか	足が悪くなり、行事に来なくなった。
西根 二郎 中央6-2	1-①	1. 重点 2. 緩やか	独居で高齢だが元気。
南部 恵子 中央6-3	1-③	1. 重点 2. 緩やか	ひとり親で身体障がい児がいる。
		1. 重点 2. 緩やか	
		1. 重点 2. 緩やか	
		1. 重点 2. 緩やか	
		1. 重点 2. 緩やか	

(※)「見守り区分」について

1. **重点**：該当状況が複数ある。定期的な訪問・声かけが必要な世帯。
2. **緩やか**：訪問までは不要。日常的な目配り、声かけを行う世帯。

【地域福祉推進員】見守りネットワーク活動報告書

		提出日	令和 9 年 1 月 7 日
町会名	中央6	地域福祉推進員氏名	山田 花子

※見守り対象世帯がない方は裏面へ進んでください。

1. 見守り対象世帯への活動内容

NO.	世帯主名 または対象者名	訪問している場合 の頻度	活動の概要・気づき
	世帯の状況(※) その他の内容は()に記入		
1	寒河江 和男	1 か月に 1 回	難聴のため電話してから訪問している。近所の人が変わった様子があったときには共有するようお願いしていた。
	独・高・他()		
2	西根 二郎	か月に 回	毎朝農作業しているのを確認している。
	独・高・他()		
3	南部 恵子	か月に 回	見かけたときに挨拶する。町会のことので分からないことを相談してくれるようになった。
	独・高・他(ひとり親。障がい児がいる。)		
4		か月に 回	
	独・高・他()		
5		か月に 回	
	独・高・他()		
6		か月に 回	
	独・高・他()		

7世帯以上いる方は裏面または別紙にご記入ください。

(※) 世帯の状況

独：ひとり暮らし高齢者（65歳以上）の世帯

高：高齢者がいる2人以上の世帯（老老介護の状態、高齢者が日中ひとり、など）

他：その他の世帯（障がい者がいる、困窮している、など）

記入例

2. 地域福祉活動（見守り対象世帯以外への活動） 内容

件	場所（対象）	活動区分	活動の概要や頻度
1	寒河江公民館	1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	月1回の高齢者が集まる場に参加し、見守り対象となる方がいないか確認した。
2	木村 よう子	1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	家族のことで相談を受け、地域包括支援センターを紹介した。
3	1班内	1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	降雪時、独居世帯の玄関前の除雪状況を確認した。
4		1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	
5		1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	
6		1. 行事 2. 環境 3. 相談 4. その他	

【記入のヒント】

1. 行事： 集いの場、地区行事、市社協講演会への参加、誘い、など
2. 環境： 危険箇所の確認、ゴミ出しの様子見、除雪の目配り、など
3. 相談： 民生委員等へのつなぎ、子育て世帯への声掛け、など
4. その他： 1. 2. 3. 以外のこと

【町会長】見守りネットワーク活動報告書

		提出日	令和 9 年 1 月 16 日
町会名	中央6	町会長氏名	阿部 太郎

1. 【取りまとめ表】 町会全体の活動概要

地域福祉推進員用 活動報告書 集計

項目		実績	集計箇所
①	地域福祉推進員数	1 名	
②	見守り世帯総数	3 世帯	[②-A] [②-B] [②-C]の合計
②-A	(内訳) 独：ひとり暮らし高齢者	2 世帯	推進員用活動報告書 「1. 見守り対象世帯への活動内容」の 「世帯状況」より各世帯の合計
②-B	(内訳) 高：高齢者がいる	0 世帯	
②-C	(内訳) 他：その他	1 世帯	
③	地域福祉活動延べ件数	3 件	推進員用活動報告書 「2. 地域福祉活動内容」より件数の合計
④	三者 懇談会	開催回数	2 回
		初回開催日	令和 8 年 4 月 20 日

2. 本事業に関して、ご意見がございましたらお書きください。

寒河江市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 地域見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）は、地域住民による助けあいや支えあい活動を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

(組織)

第2条 ネットワーク事業は、寒河江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が中心となり、運営主体である地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、町会長、民生委員児童委員（以下「民生児童委員」という。）、地域福祉推進員及び各町会並びに行政その他関係機関と連携して実施するものとする。

2 市社協は、地区社協及び行政その他関係機関との連絡調整、その他ネットワーク事業の推進に必要な支援を行うものとする。

3 地区社協は、地域の実情に応じて各地区の方針や具体的方策等について企画立案を行い、必要に応じて研修会を開催するなど各町会の見守り活動を支援するものとする。

4 町会長は、民生児童委員及び地域福祉推進員で構成する三者懇談会などを開催し、見守りが必要な世帯（以下「対象世帯」という。）の選定、並びに見守りの方法や体制について協議を行うものとする。

5 民生児童委員は、三者懇談会などにおいてアドバイスとサポートを行うものとする。

(事業内容)

第3条 各町会では、地域福祉推進員が対象世帯に対し、町会長及び民生児童委員並びに対象者の属する隣組や隣近所（以下「隣組等」という。）の協力を得て、見守りを行うものとする。

2 地域福祉推進員は、対象世帯の定期的な声掛け訪問活動、隣組等と連携して日常的な見守り活動を行うものとする。その際、対象者に異変を感じた場合は、速やかに町会長及び民生児童委員に連絡するものとする。

(対象者)

第4条 ネットワーク事業の対象世帯は、次の各号に掲げるもののうち、三者懇談会において選定したものとする。

- (1) 一人暮らし世帯及び高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者がいる世帯及び支援を必要とする子どもや保護者がいる世帯
- (3) その他支援が必要と判断される世帯

(地域福祉推進員の設置)

第5条 地域福祉推進員は、各町会に概ね50世帯を単位に1人の割合で置くものとし、原則として町会長と兼ねることはできないものとする。

(地域福祉推進員の役割)

第6条 地域福祉推進員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象世帯の定期的、日常的な見守りによる福祉ニーズの把握及び町会長等関係者との連絡
- (2) 町会内における福祉に関する簡易な情報提供
- (3) 市社協、地区社協並びにサロン等地域で実施する福祉事業への参加協力

(地域福祉推進員の委嘱等)

第7条 地域福祉推進員は、町会より選任され、地区社協会長の推薦を受け、市社協会長が委嘱し、併せて地域福祉推進員証を交付するものとする。

2 地域福祉推進員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により委嘱された地域福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域福祉推進員の活動費)

第8条 地域福祉推進員に活動費を支給し、その額は1人当たり年額5,000円とする。

(守秘義務)

第9条 ネットワーク事業に関わる者は、見守り活動を実施するうえで知り得た情報を当該事業の目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

2 地域福祉推進員設置に関する要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

関係機関 連絡先

高齢者に関すること	市地域包括支援センター	(0237)85-0896
	市健康増進課	(0237)85-0875
障がい者・生活困窮者に関すること	市福祉国保課	(0237)85-0395
こどもに関すること	市子育て推進課	(0237)85-0904
その他、事業に関すること	市社会福祉協議会	(0237)83-3220

